

国保だより

焼津市国保について

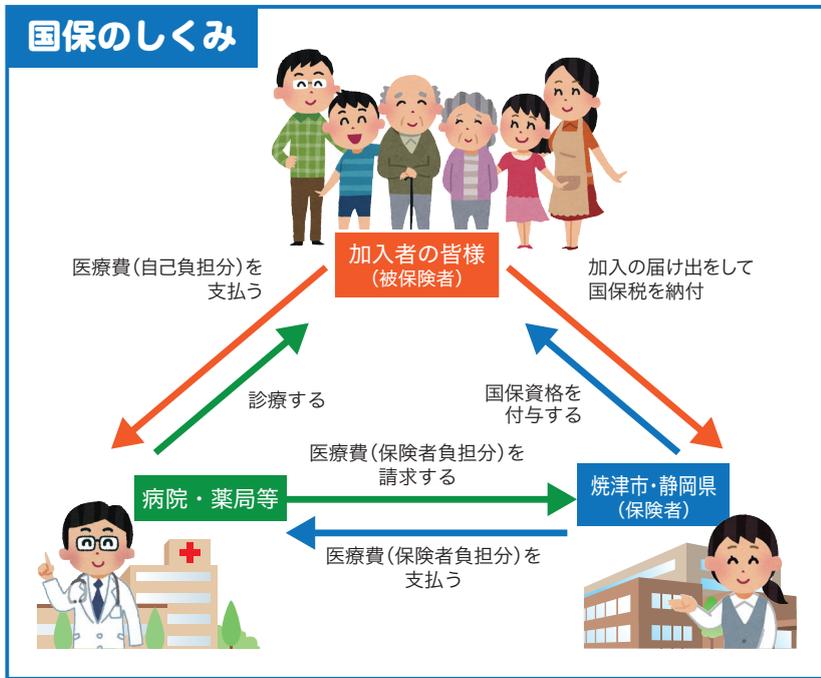


発行：焼津市国保年金課
令和7年7月4日
E-mail: nenkin@city.yaizu.lg.jp

国民健康保険（国保）のしくみ

誰もが安心して医療を受けられるように、職業や年齢に応じて、すべての人が医療保険に入ることになっています。（国民皆保険制度）

国保はその医療保険のひとつで、焼津市と静岡県が共同で運営しています。病気やけがに備えて、加入者の皆様が国民健康保険税（国保税）を出し合っ、医療費を補助する制度です。



① 医療費の自己負担分

医療機関等の窓口で支払う医療費（自己負担分）の割合は、年齢などに応じて異なります。

義務教育就学前



2割

義務教育就学以上
70歳未満

3割



70歳以上75歳未満



2割

※現役並み所得者は3割

② 国保に加入する方

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している方、後期高齢者医療制度の対象の方、生活保護を受けている方以外は、国保に加入しなければなりません。

③ 国保税の納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯に国保加入者がいれば世帯主が納税義務者となります。

国保加入・脱退の届け出を忘れずに

就職や退職などで健康保険が変わった方は、国保の加入や脱退の届け出が必要です。

国保の加入や脱退の手続きは勤務先などではできませんので、忘れずに **市役所本庁舎2階 国保年金課** または **大井川庁舎1階 大井川市民サービスセンター** に届け出をしましょう。

※マイナンバーカードの保険証利用登録をしている方も、国保の加入や脱退の届け出が必要です。

※18歳以下の子どもが加入・脱退するときは子ども医療費受給者証、印鑑もお持ちください。

国保の加入



対象
・退職して勤務先などの健康保険を脱退した方 ・国保以外の健康保険の被扶養者から外れた方
持ち物
・これまで加入していた健康保険の脱退連絡票（※） ※スムーズに手続きができるよう、職場等に「脱退連絡票」の発行を依頼してください。 ・年金手帳、または基礎年金番号通知書（20歳～59歳の方） ・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等） ・窓口などで届け出をする方の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）

国保の脱退



対象
・就職して勤務先の健康保険に加入した方 ・国保以外の健康保険の被扶養者になった方
持ち物
・勤務先などで新たに交付された資格確認書または資格情報のお知らせ、健康保険の加入連絡票 ・焼津市国保から発行された資格確認書または資格情報のお知らせ ・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等） ・窓口などで届け出をする方の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）

届け出が遅れ、国保の資格がなくなった後に国民健康保険を使って医療機関（薬局を含む。）を受診した場合は、**国保で負担した医療費の全額を返していただくことがあります。**（なお、国保へ返還した医療費は、受診した日に加入していた健康保険へ請求することができます。）健康保険が焼津市の国保から変わった場合は、受診した医療機関に必ず連絡してください。

問合せ先 国保年金課 保険担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1113

国民健康保険税(国保税)について

令和7年度国民健康保険税納税通知書を発送します

令和7年度国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月中旬に発送します。

世帯に国保加入者がいるときは、納税義務者である世帯主に通知を送付しますので、内容をご確認ください。

令和7年度の国保税の税率

国保税は、基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれの①～④を合計したものが1年間の課税額となります。

		内 容		基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
①	所得割額	国保被保険者の令和6年中の所得に応じて計算	税 率	6.13%	1.80%	1.59%
②	資産割額	国保被保険者の令和7年度の固定資産税に応じて計算	税 率	5.00%		1.25%
③	均等割額	国保被保険者数に応じて計算(未就学児は半額)	1人当たり	28,100円	7,500円	8,800円
④	平等割額	世帯単位で計算	1世帯当たり	18,000円	6,500円	6,000円
限度額(①～④を合計したときの上限度)				650,000円	240,000円	170,000円

※国民健康保険事業の安定的な運営のため、令和5年度から令和9年度まで、資産割を段階的に縮小・廃止し、所得割を段階的に引き上げます。
※出産した方または今後出産予定の方は、申請により国保税の一部を免除します。詳しくはお問い合わせください。

令和6年中所得の申告と低所得者世帯に対する減額

世帯主および国保加入者の令和6年中の所得金額の合計額が一定金額以下である場合、国保税のうち均等割額と平等割額が減額されます。減額を受けるには、世帯主及び国保加入者の確定申告等の所得申告が必要です。令和6年中の所得金額がなかった場合は、所得0の申告をしてください。

会社の倒産、解雇等の理由で失業して、国保に加入された方に対する軽減

要申請

次の要件に該当している方(非自発的失業者)は、国保税の軽減が受けられます。

「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」を持参のうえ、申請してください。

《対象要件》 ※すべてに該当すること。

- ① 離職日現在で65歳未満であること。
- ② 「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」(いずれもハローワークで発行)の「離職理由」欄に、右表の番号のいずれかが記載されていること。

離 職 理 由				
11.	12.	21.	22.	23.
31.	32.	33.	34.	

《軽減制度の内容》

対象者の前年の給与所得を、100分の30として国保税を算定します。

軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末までです。

問合せ先

国保年金課 保険担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1113

国保税を
含む市税の
納税相談

市役所開庁日時以外の納税相談日(毎月「広報やいづ」に掲載しています。)

- 相 談 日：①毎週木曜日(開庁日に限る)の午後7時まで
②毎月第4日曜日の午前9時から正午まで
※日曜日は英語・ポルトガル語・タガログ語・ビサヤ語の通訳者がいます。
- 場 所：市役所本庁舎3階納税促進課
平日は仕事で市役所にお越しになれない方は、ぜひご利用ください。
- 問合せ先：納税促進課 電話 626-1140

市職員をかたる還付金詐欺にご注意ください！
電話では還付金は戻りません。市職員がATM操作をお願いすることはありません。



「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の発送とマイナ保険証について

「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」を発送します

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月上旬に送付します。

「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」は別々の封筒で発送しますので、家族内で届く時期が異なる場合があります。

対象者	発送するもの	使い方
マイナンバーカードを持っていない方	資格確認書 (カード型)	保険証の代わりとして使用できます。
マイナンバーカードは持っているが、 保険証の利用登録をしていない方		
マイナンバーカードを保険証として 利用登録している方 (マイナ保険証をお持ちの方)	資格情報のお知らせ (A4サイズ)	マイナ保険証が認証されなかった場合に、マイナンバーカードと一緒に提示してください。 ※資格情報のお知らせは、記載内容に変更がない限り使用できます。マイナ保険証と一緒に保管してください。 ※紙面の提示のほか、マイナポータル(国が運営する行政手続きのオンライン窓口)からダウンロードした資格情報の画像の提示でも可能です。 ※資格情報のお知らせだけでは受診できません。

《70歳以上の方、これから70歳になる方へ》

70歳以上の方には、前年の所得に応じて医療費の自己負担割合(2割または3割)が記載されています。

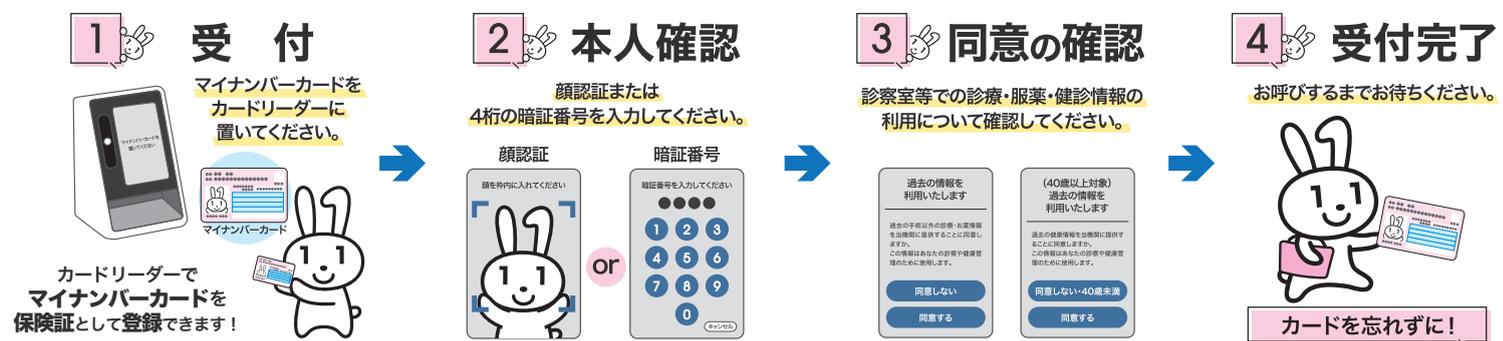
令和7年8月1日以降に70歳になる方には、誕生月の月末(1日生まれの方は前月末)までに自己負担割合が記載された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します。

《75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に移行します》

誕生日の前月に国保年金課後期高齢者担当から資格確認書等が発送されます。

マイナ保険証をご利用ください(下図は受診受付時の流れ)

マイナ保険証の利用登録は、マイナポータル、医療機関等のカードリーダー、焼津市国保年金課で行うことができます。病院やクリニックでの受診時には、マイナ保険証の利用をぜひご確認ください。



問合せ先 国保年金課 保険担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1113

国民健康保険限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」について、令和7年8月以降も引き続き認定証が必要な方は、更新手続きが必要です。手続きは、認定証の有効期限満了日以降(令和7年8月1日~)から行えます。(8月中に更新の手続きをされた方は、8月1日からの認定証が交付されます。)

持ち物	●対象者の身元確認ができるもの(資格確認書またはマイナンバーカード、運転免許証等)
	●届出人の身元確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)
	●世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの

ご注意ください

マイナ保険証を利用する場合、原則として更新手続きは不要です。(非課税世帯で長期入院に該当する方を除きます。) 所得の申告をしていない場合、必ず所得の申告をしたうえで更新手続きを行ってください。
認定証の交付条件・・・国民健康保険税の滞納がない方

問合せ先 国保年金課 給付担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1112



特定健診を受けて 身体の状態を知るきっかけにしよう!

～早めの予防ができ、医療費の節約にもつながります!～

特定健診について



特定健診とは

メタボリックシンドロームを中心とした、生活習慣病の発症や重症化を防ぐための健診です。



どうして毎年受けないといけないの? 何の症状もなく元気だよ。



自覚症状がないのが生活習慣病!!

心臓病や脳卒中が起こるのは「ある日突然」、でも、実はその何年も前から身体の中での傷みは進んでいます。**特定健診**を毎年受けることで進行に気が付き、**進行を抑えることができます。**

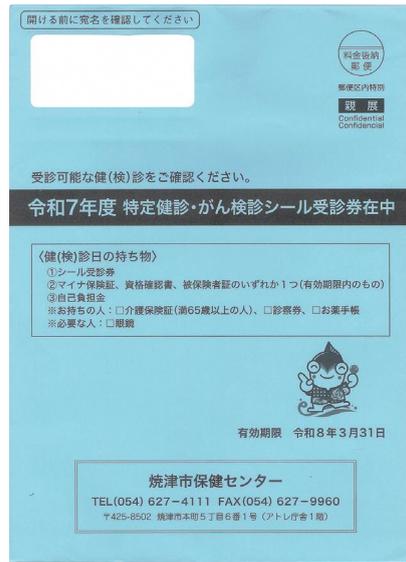


焼津市では

6,407人が受けています!

受診率は

36.1%
(令和5年度)



焼津市国保にご加入の40歳から74歳の方にこちらの青い封筒で5月下旬に発送しました。早めの受診をご検討ください。



受診後のサポートも充実!

- 特定健診の結果で気になる項目がある方は、保健センターの健康相談室をご利用ください。
- 特定健診の結果、生活習慣病の心配があると思われる方には、保健センターの職員が訪問させていただきます。

問合せ先

保健センター（健康づくり課） 電話 627-4111

医療費のお知らせの発送について

国保加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認いただき、国民健康保険事業の健全な運営を図るために、医療費のお知らせを発送しています。今年度は下記の予定で発送します。

受診月	医療費のお知らせの発送月
令和7年 1月・2月・3月	令和7年 8月
令和7年 4月・5月	令和7年 10月
令和7年 6月・7月	令和7年 11月
令和7年 8月・9月	令和7年 12月
令和7年 10月・11月	令和8年 2月
令和7年 12月	令和8年 3月

- 医療費のお知らせは、国民健康保険の加入者一人ひとりに発送します。
- 医療費のお知らせは、確定申告等で医療費控除を申告するときに添付して、明細の記載を簡略化することができます。医療費のお知らせの再発行はできませんので、必要な方は大事に保管してください。

問合せ先

国保年金課 給付担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1112